

バングラデシュの法制度の概要

遠藤 誠¹

I はじめに

バングラデシュ人民共和国（以下「バングラデシュ」という。英語名は「People's Republic of Bangladesh」²）は、インド東部の東ベンガル地方（ガンジス川河口及びその周辺地域）にある共和制国家である。国土の周囲のほとんどをインドに囲まれ、南東部はミャンマーに接し³、南はベンガル湾に臨んでいる。気候は熱帯気候に属し、ガンジス川とブラマプトラ川の下流域には肥沃な大デルタ地帯が広がっているが、洪水が頻発する。国土の面積は約14.8万平方キロメートルであり、日本の国土の面積の約4割の大きさである。首都はダッカ、公用語はベンガル語、通貨はタカ（BDT）である。人口は約1億7,400万人（世界第8位）であり、引き続き増加傾向にある⁴。宗教については、イスラム教徒が約90%以上を占めているが、ヒンドゥー教徒も約9%いる⁵。

現在のバングラデシュがある地域は、もともと英領インドであったが、1947年に英領インドから、パキスタン・イスラム共和国の一部（東パキスタン州）として独立した。しかし、ベンガル人が多い東パキスタン州では、パンジャブ人が多い西パキスタンによる政治的・経済的支配に対する不満が高まり、ついに1971年、東パキスタン州がバングラデシュとして独立した。

従前、バングラデシュは、世界の最貧国の一つといわれてきた⁶。しかし、最近では、若くて豊富な労働力と安い労働賃金を強みとして、繊維・アパレル産業が発達しており、輸出の約8割を占めている。GDP成長率は、2021年が6.9%、2022年が7.1%となっており、現在の1人あたり国民総所得は2,570ドルである。

¹ えんどう まこと、弁護士・博士（法学）。BLJ法律事務所（<https://www.bizlawjapan.com/>）代表。

² 「バングラデシュ」という国名は、ベンガル語で、「ベンガル人の国」を意味する。

³ 1990年代以降、ミャンマーのイスラム教徒であるロヒンギャ人難民がバングラデシュ領内に流入し、問題となっている。

⁴ 小国・地域を除くと、バングラデシュは、世界一、人口密度が高い国である。

⁵ 本稿におけるバングラデシュの概要については、①『データブック オブ・ザ・ワールド 2024年版』（二宮書店、2024年）231～232頁、②外務省ウェブページ「バングラデシュ 基礎データ」（<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/bangladesh/data.html>）等を参照した。

⁶ 2006年、バングラデシュのグラミン銀行と創設者のムハマド・ユヌス氏が、ノーベル平和賞を受賞した。グラミン銀行による貧困層向けの低金利融資が、「底辺からの経済的及び社会的発展の創造に対する努力」として認められたものである。

バングラデシュは、1947年までは、英領インドの一地域として、英国による植民地支配の下、英国法⁷の法体系を多く導入し、いわゆる判例法主義の法体系を採用した。しかし、さまざまな分野において、多くの成文法も制定されている⁸。バングラデシュ憲法149条によると、憲法施行時に現存する法律は、その効力を維持するものとされている。これにより、英領インドにおいて制定された法律、バングラデシュ独立前のパキスタンにおいて制定された法律は、(一部は廃止・修正されることがあるものの)バングラデシュに引き継がれていることが多い。また、バングラデシュでは、とくに家族法の分野では、イスラム法が重要な役割を果たしている。

日本企業のバングラデシュ進出やバングラデシュ企業との貿易が増加するに伴い、日本企業がバングラデシュにおける法律問題に直面する可能性も大きくなっている。その意味で、バングラデシュの法制度、実務運用及び改正動向等について知ることは、非常に重要であるといえる。そこで、本稿では、バングラデシュの法制度の概要を紹介する。

II 憲法

1 総説

バングラデシュのパキスタンからの独立後、バングラデシュ憲法⁹が、1972年11月4日に採択され、同年12月16日に施行された。その後、現在まで、憲法改正が数多く行われてきたほか、憲法改正が最高裁判所により無効とされる事態も経験してきた。条文数は153か条である¹⁰。

バングラデシュ憲法の主な体系は、表1のとおりである。

表1：バングラデシュ憲法の主な体系

前文		
第1編 共和国		第1条～第7B条
第2編 国家政策の基本原則		第8条～第25条
第3編 基本権		第26条～第47A条
第4編 行政	第1章 大統領	第48条～第54条

⁷ 本稿において「英国法」とは、「イングランド及びウェールズ」の法体系を指す。

⁸ バングラデシュの法令は、従前は主に英語で制定されていたが、1987年以降は公用語たるベンガル語で制定されている。

⁹ 本稿におけるバングラデシュ憲法の日本語訳は、①佐藤創著「バングラデシュ人民共和国」(鮎京正訓・四本健二・浅野宜之編『新版 アジア憲法集』(明石書店、2021年)所収)、②萩野芳夫著「バングラデシュ人民共和国」(萩野芳夫・畑博行・畑中和夫『アジア憲法集【第2版】』(明石書店、2007年)所収)等を参照した。

¹⁰ バングラデシュ憲法の英語版については、下記リンク先を参照。

<https://www.wipo.int/wipolex/en/text/583953>

	第2章 首相及び内閣	第55条～第58条
	第3章 地方政府	第59条～第60条
	第4章 国防軍	第61条～第63条
	第5章 法務総裁	第64条
第5編 立法	第1章 国会	第65条～第79条
	第2章 立法及び財政手続	第80条～第92条
	第3章 大統領令制定権	第93条
第6編 司法	第1章 最高裁判所	第94条～第113条
	第2章 下級裁判所	第114条～第116A条
	第3章 行政審判所	第117条
第7編 選挙		第118条～第126条
第8編 会計検査院長		第127条～第132条
第9編 バングラデシュの公務	第1章 公務	第133条～第136条
	第2章 公務委員会	第137条～第141条
第9A編 非常事態に関する規定		第141A条～第141C条
第10編 憲法改正		第142条
第11編 雑則		第143条～第153条

2 統治機構

(1) 行政

大統領は、バングラデシュの国家元首であり、国防軍の最高指揮権を有する。大統領は、国会議員の被選挙資格を有する35歳以上の者の中から、国会議員により選出される。任期は5年である。再選は可能であるが、連続か否かを問わず、二期を超えて職務を継続することはできない。大統領は、首相の助言に基づいて職務を行う（但し、首相及び最高裁判所長官の任命を除く）。

大統領による職務の遂行において大統領を補佐し助言を行うために、内閣が置かれる。内閣は、首相及び閣僚から構成される。内閣は、国民に対し、連帯して責任を負う（議院内閣制）。大統領は、国会議員の中から、国会議員の過半数の支持を得ることができると思われる者を、首相に任命する。閣僚は、国会議員の中から、首相の助言に基づき、大統領により任命される。首相は、大統領の任ずる間、その職務を行う。首相が、国会議員の過半数の支持を得ることができなくなった場合、辞職するか、又は大統領に対し国会の解散を助言しなければならない。

(2) 立法

バングラデシュは一院制を採用しており、国会に立法権が与えられている。法案は、国会で可決され、大統領による承認を得ることにより、法律として成立する。

国会は、300 議席の議員（小選挙区制）、及び 2018 年改正憲法により女性のために排他的に留保された 50 議席（比例代表制）により構成される。

国会議員は、被選挙資格を有する 25 歳以上の者の中から選出される。国会議員の任期は 5 年である。但し、大統領は、国会を解散することについて首相の助言がなされた場合、他のいかなる国会議員も国会議員の過半数の支持を得られないと認めるときは、国会を解散することができる。政党から候補者として指名されて国会議員となった者は、①当該政党から離党した場合、又は②当該政党に反して国会で投票した場合、その議席を失う。

（3）司法

バングラデシュは、司法権については、最高裁判所を頂点とする一元的な通常裁判所制度を有している。司法裁判所としては、最高裁判所（上訴部・高等裁判部）及び下級裁判所がある。

最高裁判所は、首都ダッカに所在する。最高裁判所の長官は、大統領が任命し、最高裁判所のその他の判事は、大統領が、長官と協議した後、任命する。最高裁判所の判事となるためには、バングラデシュ国民であることのほか、①10 年以上の間、最高裁判所の弁護士であったこと、又は②10 年以上の間、バングラデシュ国内で司法官の職に就いていたこと等が必要である。

最高裁判所の高等裁判部（High Court Division）は、事案により、第一審の管轄権、及び下級裁判所の判決に対する上訴審の管轄権を有するほか、人身保護命令等を発する権限を有している。最高裁判所の上訴部（Appellate Division）は、高等裁判部の判決等に対する上訴審を管轄する。

バングラデシュの裁判所は、これまで、数々の公益訴訟において基本権侵害の救済を図ってきたことから、「司法積極主義」の傾向をもつといわれている¹¹。

3 人権

人権に関しては、主に、「第 3 編 基本権」において、詳細に規定されている。バングラデシュ憲法の中で、人権に関する特徴的な規定としては、例えば、以下の点が挙げられる。

①イスラム教が国教とされているが、国は、ヒन्दウー教徒、仏教徒、キリスト教徒等の地位及び権利を確保しなければならないと規定されている（2A 条）。

②宗教、人種、カースト、性別又は出生地による差別は禁止されているが、国は、女性、子ども、後進階級の国民のために特別な定めを設けることができることが規定されている（28 条）。

③国民は、大統領の事前の承認なく、外国から称号、勲位、勲章等をうけることが禁止され

¹¹ 前掲『新版 アジア憲法集』44 頁。

ている（30条）。

④6 か月以上の期間、個人を拘束する「予防拘禁」が、憲法上、認められている（33条）。

⑤移動の自由、集会の自由、結社の自由、言論・出版の自由は、公共の秩序等のために法律によって課せられた合理的な制約の範囲内でのみ、保障される（36～39条）。その他の多くの人権についても、「法律の留保」が付されている。

⑥信書その他の通信手段に関するプライバシー権は、国の安全保障、公の秩序、公共の道徳又は公衆衛生のために法律により課される合理的制限の範囲内でのみ保護される（43条）。

⑦法律により、公務員等が民族解放闘争又は地域の秩序の維持・回復のために行った行為の責任を免除することができることとされている（46条）。

4 憲法改正

バングラデシュの1972年憲法は、硬性憲法である。即ち、憲法改正のための国会制定法は、国会議員総数の3分の2以上の賛成による可決及び大統領の認証を必要とする（142条）。にもかかわらず、1972年から2019年までの間に、計17回にわたる改正が行われてきた¹²。

しかし、前文、第1編（共和国）、第2編（国家政策の基本原則）の全ての規定等を含む、憲法の基本構造に関する規定は、挿入、修正、置換、破棄、その他いかなる方法によっても、憲法改正ができないこととされている（7B条）。このように、バングラデシュ憲法における憲法改正ができない範囲は、かなり広いといえる。しかも、憲法改正ができないとされる範囲には、「社会主義」のように議論の分かれる内容も含まれている。2017年には、2014年に可決された憲法改正が、最高裁判所により違憲と判断された。今後も、バングラデシュにおいては、憲法改正の有効性をめぐる法的紛争が発生することは不可避であろうと思われる。

III 民法

1 契約法

バングラデシュには、統一的な民法典は存在しないものの、インドやパキスタンと同様、1872年契約法が施行されているほか、コモン・ロー及びエクイティに基づく判例法も重要な役割を担っている。また、特定の事項について規律する法律（例えば、1930年物品売買法）も存在する。

1872年契約法及びコモン・ローの下では、契約の要件の一つとして、「約因」（Consideration）が必要とされている。約因とは、一方当事者の意向に対する他方当事者の対価・見返りを意味する英国法に由来する概念であるが、日本法には存在しない概念である。約因を欠く契約は、原則として、無効とされる。

¹² 前掲『新版 アジア憲法集』36頁。

国際的な契約書を作成する際の言語は通常、英語である。バングラデシュは英米型の契約社会であり、詳細かつ大部な契約書が作成されることが多い。契約書に記載していない事項は、基本的に契約内容の範囲外とみなされる。

契約違反から生じる損害に関しては、「直接損害」（契約違反から通常生じる損害、及び契約締結時に違反当事者が発生を予見していた損害）は、契約に規定していなくても請求できるが、「間接損害」（契約違反から間接的に生じる損害）は、契約に規定していなければ請求することができない。

2 財産法

バングラデシュの不動産に関しては、1882年財産移転法、1908年登録法等の法律や判例法が存在する。1882年財産移転法は、財産の譲渡が合法的に行われることを保障するための法律である。1882年財産移転法によると、不動産に係る権利は、自由土地所有権（Freehold）及び不動産賃借権（Leasehold）に分けられる。また、不動産に係る権利の譲渡にあたっては、譲渡証書（Deed of Transfer）と呼ばれる正式な文書を使用し、当局に譲渡を登録することを義務付けている。1908年登録法も、売買、リース、抵当権等の財産取引を登録することを義務付けている。土地収入局での登録手続は、①土地収入局における権利登録の確認、②土地の境界等に係る当局の調査、③現地の役所からの障害不存在の証明書の取得、④譲渡証書の作成、⑤税金・登録手数料の納付、⑥土地収入局における変更登録申請という流れで進められる。これらの手続が完了するまでには、およそ6か月から1年という長期間を要し、また、手続の運用の腐敗の問題もあるといわれており、これらのことから、実務上、不動産所有権の登録が行われないことも少なくない¹³。従って、バングラデシュで不動産取引を行おうとする者は、事前にデューデリジェンスを行うことが肝要である。

バングラデシュにおける外国人の不動産所有について述べると、実務上、外国人は、基本的に、バングラデシュ国内で不動産を所有することが認められていない。これに対し、外資系のバングラデシュ法人は、バングラデシュ国内で不動産を所有することが認められている。

3 家族法

家族法の分野については、ムスリムに対してはイスラム法が、ヒンドゥー教徒にはヒンドゥー法が、属人的に適用される。バングラデシュにおける成文法としては1961年ムスリム家族法、ヒンドゥー寡婦再婚法、1872年キリスト教徒婚姻法等があるが、法律で規律されていない領域については、宗教的な法典や慣習が適用される¹⁴。

¹³ 粟津卓郎著『バングラデシュの基本法制に関する調査研究』（2014年、法務省）42頁。

<https://www.moj.go.jp/content/000123990.pdf>

¹⁴ 佐藤創著「バングラデシュ」（『アジア法ガイドブック』（名古屋大学出版会、2009年）所収）362～363頁。

IV 会社法

バングラデシュに投資する外国企業の多くは、駐在員事務所又は支店を開設するか、現地法人を設立することになる。駐在員事務所及び支店は外国企業の一部であり、独立した法人格を有しない。これに対し、現地法人は、外国企業から独立した法人格を有するバングラデシュ法人である。

バングラデシュの現行会社法は、1994年会社法である。同法は、英国の会社法の影響を強く受けている。同法の下では、「有限責任株式会社」(Company Limited by Shares)、「保証有限責任会社」(Company Limited by Guarantee)、「無限責任会社」(Unlimited Company)等の会社が認められる。一般的に、外国企業がバングラデシュに現地法人を設立する場合、「有限責任株式会社」の形態が利用される。有限責任株式会社は、日本における株式会社に近いものであり、株主の責任は、会社の発行する株式に対する支払額(出資額)に限定される。有限責任株式会社にも、「公開会社」(Public Company)と「非公開会社」(Private Company)の2種類があるが、実際には、将来の上場を見込んでいるような場合を除き、事業展開に柔軟に対応しやすく、かつ手続が比較的簡単な「非公開会社」が選択されることが多い。株主については、非公開会社の場合、2名以上50名以下であればよいが、公開会社の場合、7名以上が必要である。取締役については、非公開会社の場合、2名以上であればよいが、公開会社(及び公開会社の子会社たる非公開会社)の場合、3名以上が必要である。取締役は、自然人である必要があるが、バングラデシュ国籍であるか否か、バングラデシュ居住者であるか否かを問わない。また、公開会社は、「会社秘書役」(Company Secretary)の選任が必要である。これは、取締役会及び株主総会の手続や文書の管理及び法令遵守等の役割を担う者である。なお、1名のバングラデシュ人たる株主による「一人株式会社」も認められる。

V 民事訴訟法

1 訴訟

バングラデシュの民事訴訟に係る裁判所としては、最高裁判所(上訴部・高等裁判部)及び下級裁判所がある。下級裁判所にも、第一審裁判所と第二審裁判所がある。第一審裁判所としては、判事補裁判所、上級判事補裁判所、共同地方判事裁判所がある。第二審裁判所としては、地方判事裁判所、追加地方判事裁判所がある。その他、労働裁判所、家庭裁判所等のように特定の事件を管轄する裁判所もある。

バングラデシュの弁護士は全て「Advocate」と呼ばれており、英国等のような法廷弁護士(Barrister)と事務弁護士(Solicitor)の区別は無い。

バングラデシュの1908年民事訴訟法は、英領インド時代に制定されたものである。バン

グラデシュの裁判所における民事訴訟手続は、民事訴訟法の関連規定に基づき、①提訴、②召喚状の準備・送付、③訴答手続、④弁論前手続、⑤口頭弁論、⑥判決、⑦執行という流れになる。バングラデシュの民事訴訟手続は、全般にわたって、英国法の強い影響を受けている。

下級裁判所における訴訟手続においては、ベンガル語又は英語が用いられる。しかし、最高裁判所では、英語が用いられることの方が多い。

以上のように、バングラデシュにおいては、民事訴訟制度が整備されているといえるが、訴訟の遅延¹⁵と膨大な未処理事件の滞留¹⁶、司法における汚職等の問題が指摘されている。

バングラデシュにおいては、外国裁判所の判決の執行は、相互主義が満たされる国に限定される。バングラデシュと日本との間では相互の保証についての合意は存しないため、日本の裁判所で勝訴判決を得ても、バングラデシュでの執行は認められない可能性が高い。そこで、日本企業がバングラデシュ企業と締結する契約においては、紛争解決は仲裁によると規定することが多い。

2 仲裁

バングラデシュの裁判所における訴訟は、事案によっては長期間を要する可能性があること等の理由により、仲裁や調停等の代替的紛争解決手段（ADR）の利用も検討に値する。実際、日本企業とバングラデシュ企業との契約においては、仲裁条項が規定されることが多い。

バングラデシュの2001年仲裁法は、基本的にUNCITRALモデル法に従って制定されたものである（但し、いくつかの相違点がある）。

バングラデシュの仲裁機関としては、「バングラデシュ国際仲裁センター」（Bangladesh International Arbitration Centre, BIAC）¹⁷がある。これは、2011年に、バングラデシュ初の仲裁機関として、ダッカに設立された。

バングラデシュは、「外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約」（ニューヨーク条約）に加盟しているため、外国の仲裁機関（例えば、シンガポール国際仲裁センター（SIAC））による仲裁判断をバングラデシュ国内で執行することが認められる。但し、バングラデシュの公序（public policy）に反すること等を理由に、バングラデシュの裁判所が、外国仲裁判断の執行を認めない可能性があることに留意を要する。

¹⁵ 下道良太著「バングラデシュ・オンラインワークショップ（民事訴訟の遅延解消）」

<https://www.moj.go.jp/content/001343987.pdf>

¹⁶ 黒木宏太著「バングラデシュにおけるバックログの解消に向けての事件管理強化（1）」「同（2）」

<https://www.moj.go.jp/content/001368840.pdf>

<https://www.moj.go.jp/content/001381637.pdf>

¹⁷ <https://www.biac.org.bd/>

VI 刑事法

バングラデシュの1860年刑法¹⁸は、インド刑法に淵源を有するものであるが、幾度もの改正を経ている。刑法は、自殺未遂を犯罪としており（309条）、法定刑は1年以下の懲役及び／又は罰金である。また、同性間の性行為や猥姦を犯罪としており（377条）、法定刑は無期若しくは10年以下の懲役及び／又は罰金である。

バングラデシュの刑法は、いまだに、多くの犯罪の法定刑として、死刑を存置している。例えば、両目をえぐり出し又は腐食性物質によって被害者に重傷を負わせた者は、死刑に処すものとしている（326A条）。

バングラデシュでは、以前から、汚職問題が大きな問題と認識されている。2023年のTransparency Internationalの発表によると、バングラデシュの腐敗指数は180か国中、147位とされている¹⁹。バングラデシュにおける贈収賄に関する法規制としては、1860年刑法及び1947年汚職防止法等がある。刑法は、公務員の収賄を犯罪としており、法定刑は3年以下の懲役及び／又は罰金である。また、汚職防止法は、「公務員」には政府出資企業・団体の職員等も含まれると規定するとともに、法定刑を7年以下の懲役及び／又は罰金に引き上げている。さらに、汚職防止委員会法は、独立した汚職防止委員会（Anti-Corruption Committee, ACC）が、汚職行為の調査及び執行等に関する権限を有するものとしているが、依然として、バングラデシュにおける汚職行為は解決したとはいえず、大きな問題として残されたままである。

バングラデシュの刑事訴訟に関係する裁判所としては、最高裁判所（上訴部・高等裁判部）及び下級裁判所がある。下級裁判所にも、第一審裁判所と第二審裁判所がある。第一審裁判所としては、特別市治安判事裁判所、治安判事裁判所がある。第二審裁判所としては、特別市セッション判事裁判所、セッション判事裁判所、追加セッション判事裁判所、共同セッション判事裁判所がある。その他、特別審判所、国防審判所等のように特定の事件を管轄する裁判所もある。

バングラデシュの1898年刑事訴訟法は、英領インド時代に制定されたものである。バングラデシュの刑事訴訟手続は、全般にわたって、英国法の強い影響を受けている。バングラデシュにおいては、英国と同様に、私人による訴追も認められており、検察官にのみ訴追権限を認める国家訴追主義は採られていない²⁰。

VII おわりに

以上、バングラデシュの法制度の概要を紹介したが、重要な貿易・投資の相手国であるバ

¹⁸ <http://bdlaws.minlaw.gov.bd/act-details-11.html>

¹⁹ <https://www.transparency.org/en/countries/bangladesh>

²⁰ 栗津・前掲書31～32頁。

ングラデシュの法制度の概要を知ることは、日本企業にとって極めて重要である。世界第8位の約1億7,300万人の人口を擁し、若くて豊富な労働力と安い労働賃金を強みとするバングラデシュは、将来的には、大きな発展を遂げる潜在力がある国であるといえること等に鑑みると、今後も、バングラデシュの法制度の動向について、引き続き注目していく必要性が高いと思われる。

※ 初出：『国際商事法務 Vol.52 No.2』（国際商事法研究所、2024年、原題は「世界の法制度〔南アジア・中央アジア編〕第3回 バングラデシュ」）。

※ 免責事項：本稿は、各国・地域の法制度の概要を一般的に紹介することを目的とするものであり、法的アドバイスを提供するものではない。仮に本稿の内容の誤り等に起因して読者又は第三者が損害を被ったとしても、筆者は一切責任を負わない。